

九州大学大学院総合理工学報告

投稿要領

1. この要領は、九州大学大学院総合理工学報告（以下、総理工報告）への投稿に関して必要な事項を定めるものとする。
2. 総理工報告の投稿者は、本学府の教員、職員あるいはその紹介のあった者に限る。紹介の場合には紹介者の氏名を脚注につける。
3. 総理工報告は、原則、冊子体を発行しないウェブジャーナルの形態をとる。総理工報告は、和文もしくは英文で書かれた未発表の一般論文および総合論文とする。
 - 3.1 一般論文とは、独創的な結果、考察、結論を含む研究報告をいう。一編の長さは原則として刷り上がり 8 ページ以内とする。
 - 3.2 総合論文とは、一つの主題について主として著者自身の研究あるいは考え方を反映して総合的に記述された報告をいう。総合論文は編集委員会の依頼により執筆する。あるいは、著者が総合論文としての投稿を希望する場合は、原稿提出時に編集委員会の審査を受けること。一編の長さは原則として 16 ページ以内とする。
4. 投稿原稿は、別に定める「投稿原稿作成の手引き」に従うものとする。特別な表現方法を必要とする場合には編集委員会の承認を得なければならない。
5. 投稿原稿は、各専攻の編集委員を通じて提出するものとする。
6. 原稿の採否は編集委員会が決定する。
7. 投稿論文の受理年月日は編集委員が受理した日とする。また、掲載決定日は前項により編集委員会が採否を決定した日とする。
8. 著者はテンプレートを用い、ヘッディング、ランニングタイトルおよびページうち等を含め最終掲載版原稿の PDF を編集委員に提出する。
10. 総理工報告は、平成 24 年度から年 2 号の発行体制とする。第 1 号は 9 月 1 日発行、第 2 号は 2 月 1 日発行とする。原稿は随意時受付け、編集委員会で受理、採否の手続きを行うこととし、間に合う限り直近の次号に掲載する。
11. この要領に定めるもののほか、投稿に関し必要な事項は編集委員会において決定する。

附記

この要領は、昭和 54 年 4 月 25 日から実施する。

附記

この要領は、昭和 61 年 4 月 1 日から実施する。

附記

この要領は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。

附記

この要領は、平成 8 年 6 月 12 日から実施する。

附記

この要領は、平成 13 年 10 月 1 日から実施する。

附記

この要領は、平成 18 年 2 月 8 日から実施する

附記

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する